

令和3年12月第15回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和3年12月7日第15回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 鈴木 邦彦 |
| 3 番 | 高野 進 | 4 番 | 結城 喜和 |
| 5 番 | 安藤 美重子 | 6 番 | 大槻 和弘 |
| 7 番 | 鈴木 秀一 | 8 番 | 小野 明子 |
| 9 番 | 佐藤 邦彦 | 10 番 | 木村 満 |
| 11 番 | 森 義洋 | 12 番 | 渡邊 健一 |
| 13 番 | 澤井 俊一 | 14 番 | 佐藤 正司 |
| 15 番 | 鈴木 高行 | 16 番 | 熊田 芳子 |
| 17 番 | 鈴木 邦昭 | 18 番 | 佐藤 實 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|---------|----------------------|-----------|
| 町 長 | 山 田 周 伸 | 副 町 長 | 三 戸 部 貞 雄 |
| 総 務 課 長 | 牛 坂 昌 浩 | 企 画 課 長 | 齋 義 弘 |
| 財 政 課 長 | 大 堀 俊 之 | 税 務 課 長 | 佐 藤 文 行 |
| 町 民 生 活 課 長 | 岡 崎 詳 子 | 福 祉 課 長 | 佐 藤 育 弘 |
| 長 寿 介 護 課 長 | 橋 元 栄 樹 | 子 ども 未 来 課 長 | 岩 泉 文 彦 |
| 健 康 推 進 課 長 | 齋 藤 彰 | 農 林 水 産 課 長 | 菊 池 広 幸 |
| 商 工 観 光 課 長 | 関 本 博 之 | 都 市 建 設 課 長 | 袴 田 英 美 |
| 施 設 管 理 課 長 | 佐々木 厚 | 上 下 水 道 課 長 | 齋 藤 秀 幸 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 菊 地 邦 博 | 教 育 長 | 奥 野 光 正 |
| 教 育 次 長 | 南 條 守 一 | 教 育 総 務 課 長 | 太 田 貴 史 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 片 岡 正 春 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 山 田 勝 徳 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 牛 坂 昌 浩 | 代 表 監 査 委 員 | 渋 谷 憲 之 |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------------|-------|
| 事 務 局 長 | 西 山 茂 男 | 参 事 兼 庶 務 班 長 | 佐 藤 貴 |
| 主 査 | 片 岡 工 | | |

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、9番 佐藤邦彦議員、10番 木村 満議員を指名いたします。

次の日程に入る前に、町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

町長（山田周伸町長） 互理町議会先例集第93の定めに基づきまして、12月2日提出議案の説明における私の発言について、一部訂正を求めます。

訂正の内容につきましては、議案第57号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第8号）、歳出予算の説明におきまして、3款民生費の説明事項中、扶助費1,258万7,000円のところ、「扶助費125万8,000円」、そして言い換えまして、「125万7,000円」と申し上げてしまいました。

改めて、「扶助費1,258万7,000円を追加補正するとともに」と、発言の訂正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實議長） ただいま町長より、12月2日に行いました提出議案の説明において、発言の一部訂正の申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、町長からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實議長） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

2番。鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦議員 登壇〕

2番（鈴木邦彦議員） おはようございます。2番、鈴木邦彦でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

今回質問するのは、大綱1問、避難場所等標識、主に町内東部地区に関することについてであります。

ピクトグラムを使用した避難所等標識が、主要な場所・箇所に設置されましたが、町内東部地区の標識について、以下の点について伺います。

なお、今回の一般質問をする際に、パネルを3枚使用させていただきます。その理由としましては、避難所等の標識が、私から見てですね、現実に合っていないと考え、パネルによって実際に見てもらい、検証したいためであります。

まず、最初の質問でございます。

これについては、本当に基本的なことをお伺いしますが、荒浜小学校、荒浜中学校、長瀬小学校等の町東部公共施設は、防災の観点を考えた場合、とりわけ人命を守ることを考えた場合、どのような災害時に最も大きな役割を果たすと考えているのか、あるいは想定しているのか、町長にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

亙理町防災会議により定めました亙理町地域防災計画におきましては、議員が挙げられた施設につきましては、家屋の倒壊などが想定される津波を伴わない大規模な地震及びそれらに起因する大規模な火災等の災害が発生した際の指定緊急避難場所及び指定避難所と定めております。

この想定に基づきまして、発災時の初動対応から避難生活が長期化した場合まで、あらゆるフェーズにおきまして、最も大きな役割を担っているものと考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

- 2 番（鈴木邦彦議員） 荒浜中学校の生徒の皆さんは、NPO法人海族の皆さんと共に、荒浜地区防災マップを作成しました。それで、荒浜小学校と荒浜中学校の位置づけをこう表記しました。この「あらはマップ」にですね、大津波警報・津波警報等が発表された場合は、すぐに矢印の方向、つまり西の方向に向かって逃げてくださいます。ただ、津波の到達予想時刻まで避難が間に合わなかった場合の避難場所、緊急一時避難場所であるとして、荒浜小学校と荒浜中学校の位置づけをしております。このことについて、私は全く同意見なのですが、町長のご意見はどうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 基本的には、やはり津波、10年前の津波の浸水域から西のほうに出ていただくというのを基本としまして、どうしても間に合わないときには、小学校、中学校等の屋上に外側階段がございますので、そちらで上がっていただくという形であると考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

- 2 番（鈴木邦彦議員） つまり、この津波から難を逃れるということは、非常に大切だということですよ。

じゃあ、それを受け止めて、（2）の質問に入ります。

ここからは、パネルを使用して質問いたします。

まず、このパネル①なのですが、これは荒浜中学校の正門の前に掲載されているものですが、荒浜小学校や長瀬小学校、さらには吉田中学校、高屋小学校、そして地区交流センター、吉田地区交流センターにも全く同じ標記で設置されております。この標識の意味を、住民に問いかけるように、町長、言葉で言い表していただけないでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今お示しをいただきましたパネルについてですが、施設名が記載されている標識につきましては、長期にわたる災害となった際に数日にわたって避難生活をする場所となる指定避難所、また、建物に入らないまでも、一時的に難を

逃れる際に避難する場所となる指定緊急避難場所を示しているものであります。

また、各施設がどの災害種別に対応しているかも併せて示しているものでございますので、津波を伴わない大規模な地震、火災における指定避難所、また、指定緊急避難場所となる施設であることを示しております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今、町長は、津波を伴わないということをおっしゃいました。

それでは、パネル②を見てください。これは、荒浜中学校の東側にある外階段の写真なんですけど、階段の上部、このピクトグラムに記載されているのは、これはどういう意味を表していますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの荒浜中学校の外階段のパネル、2枚目の件でございますが、津波からの避難に用いることができる階段など、高い位置に設置している標識につきましては、津波発生時に、先ほど申したようにどうしても水平避難する余裕がない場合、緊急時に、垂直避難によりまして一時的に避難する緊急時一時避難場所を示している標識でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 私が問題にしたことは、この荒浜中学校の東側の外階段に津波避難の標識があるのに、なぜ、この正門の前にある標識には何も記載されていないんでしょうかということなんです。ましてですよ、津波とか高潮、洪水／内水氾濫、バツになっているんです。バツになっているんです。さっきも言ったように、何か町長の答弁だと、津波を伴わないということの、これの避難所だとか言いますけれども、どうなんでしょう。

私、これを写真に撮って、いろいろな方に見てもらいました。荒浜小学校も中学校もこういった標記になっているんですよということで、どういう理由か分かりますかと。皆さん、首をかしげていました。荒浜だろう、荒浜小学校だろう、中学校だろう、だったら津波の避難場所じゃないのかと、これだけ見たらって。でも、これ見てください、津波／高潮、バツになっているんですよ。これ、分かりますか。

いや、実はですね、これを地区交流センターの職員、それから本庁の職員にも聞きました。もちろんさっきも言ったように一般住民にも聞きました。誰も明快な回答って返ってこないんですよ。先ほど町長が言った、津波を伴わない、長期な、そ

ういう被害のための避難所だと言いましたけれども、そのことすらも実際ですね、職員の皆さんも分かっていないという状況があるんです。とっさにですよ、10年前のことを住民の方から見たら、津波からどうやって難を逃れるんだと、そういうことが一番冒頭にあると思うんですよ。それがここでバツになっている、いわゆる適用しないんだよということなんです。これで、住民の方は納得いきますか。

それとですよ、私が問題にしたいのは、荒浜保育所や吉田保育所は、なぜ荒浜小学校と長瀬小学校に隣接する場所に建設したかということなんです。それは、子供たちから津波の難を逃れるためですよ。そういうことで防災計画を立てて、そういうところに保育所を設置した。そういうこともあるのに、なぜ高潮と津波はバツなのかということをごく疑問に思ったんです。町長、どう思いますか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 議員がおっしゃることも理解できるわけですが、まず町としては第一義に、あくまでも避難は浸水区域外に、西側のほうの水平避難をお願いしたい。そちらのほうで避難所という形になります。そこは一時避難所で、それでどうしても時間的に間に合わない、そのような状況に陥ったときに上がっていただくということになります。

ただいま、マル・バツとかそういう話がありましたけれども、考え方的には私は三角だと思っています。どうしても、あくまでも西に避難をしていただくのが第1、第2にどうしても間に合わない方だけがそちらを利用して、いつか避難していただくと、そういう場所というふうに私は認識をしているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 何かよく、私、分かりません。というか、亙理町地域防災計画にも緊急一時避難場所ということで明記されているんですよ。分かりますよね。そこにいろいろ、高屋小学校、荒浜小学校、荒浜中学校とか、きずなぼーと“わたり”とかっていろいろ載っているわけです。やっぱりこれと照らし合わせて対応しないといけないんじゃないですかというのが私の見解なんです。

これを、長期にわたって避難するための避難所だって、住民が理解できるでしょうか。私はできなかつたです。できないから、職員に聞きました。本来は、本当だったらここで、これはあくまでも一般質問は町長にお聞きするものですからあれなんですけれども、抜き打ちに、どこどこ課長、これ分かりますかということ聞き

たかったです、正直言って。でも、住民の方も分からなかったですよ。これは、長期にわたってここにあれするんだよ、そのために津波、高潮とか洪水、バツなんだよと。これは、住民にとっては非常に分かりづらいです。

まして、亘理町の東部地区の、あんなに大きな被害、津波で被害があったところにやっとピクトグラムが立った。ああ、避難所ができた、避難所なんだと一目で分かるようになった。ところが、こっちが全部バツだ。これでは、住民にとって非常に、町長の先ほど言った、津波を伴わないという意味すらも分からないと思うんですよ。どうですか、町長。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） やはり避難所につきましては、先ほども申し上げていますように、津波を伴う、津波を伴わないでは、大きく逃げる場所というのは変わります。仮に、地震におきまして、安全な場所であればそちらに、地震においても津波は心配がないけれども、大きな揺れによって火災が発生したとか、そういう場合にはぜひそちらのほうでも使っていただけるもの、安全な場所であれば使っていただければ結構でございますが、そのほか、どちらかという東部地区の場合は、阿武隈川が大雨によって越水してしまったりですね、そういうことも考えられます。そのときによって避難の場所というのは変わってくるわけでございますので、その辺もご理解を賜りたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） ですから、町長はご理解願いたいと言うんですが、これは住民に理解してもらわないとどうしようもないんです。住民のためのピクトグラムであって、避難所であって、一時避難場所なんですから。住民が理解できない、私が聞いた限りの住民は全然理解できなかった。私もできなかった。なぜこんなピクトグラムの形式になっちゃうんだろうとすごく疑問に思って、ずっとこの2年間見てきました。一向に手直しがないようなので、だから今日は一般質問して、これを発見させようと思って、今回、パネルを利用して町長のほうに問いかけたんですけれども、私はそれは理解できません。

それとですね、町のあらゆるこういったピクトグラムのあるところに行くと、大規模な火事にだけ丸がついているところがいっぱいありますよ。大規模な火事とは、どのような火事を想定しているんですか。なぜこんなにいっぱい、大規模な火事の

避難所を設定しなければいけない理由というのは何があるんですか。お願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらの担当をしています総務課長のほうより、お答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） これにつきましては、国のほうで決まっております、災害……、国土交通省ですね、出しております災害対策基本法に基づきまして、災害種別に基づいて避難所等を指定することになっておりますので、このような形で標示させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それでは、大規模な火事になった場合の避難体制というか、避難準備体制、避難所の設定、そういったことはちゃんと準備ができているということですか。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） ええ、そのために、いろいろな備品等を備蓄させていただいております。

あとは、火災のときにつきましては、あぶくま消防本部と連携を取って対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それでは、これと全然別なね、別な形で標示している町を紹介します。

（3）の質問に入ります。

荒浜小学校、荒浜中学校、長瀬小学校、さらには屋上に津波避難のピクトグラムが設置してある吉田中学校、そして高屋小学校を津波避難ビルとして明記し、標記を作り直すべきと考えますが、いかがですかというのが問いなんですけれども、このパネル③を見てください。

これは、名取市の閑上小中学校の正門の前に掲げられているピクトグラムの標記物です。これを確認するために、名取市の防災安全課のほうに行って確認しました。これは、閑上小中学校を建設する際、教育委員会のほうで設置したんだそうです。その後、総務部の防災安全課とタイアップして、今対応を行っていますと。そして、

防災安全課のほうで、今、台帳を管理しているところです。

これを見てください。ここには、避難場所、津波避難ビル、避難所、そして洪水／内水氾濫、マル、津波／高潮、マルということで記載されているんです。それで、今、正門にいるよ、いますね、どこから屋上に上がりますかというときに、正門のすぐ前から、それと反対側からも入れますよということを標記しています。

私も当然ね、亘理町でもこういった標記ができるのかなと思っていたんですよ。これも、閑上も大きな被害があったところです。大きな被害があったところです。亘理町と同じような被害があったところ。同じような形で地元を再生しようということで、閑上小中学校というのができたはずですよ。そして作ったのがこういった、洪水／内水氾濫、津波／高潮は、高潮になった場合はここに逃げてくださいますよと、火事なんかバツになっています。火事なんかと言うと失礼ですね、火事の被害に関してはバツになっています。そういうような、こういう標記をしている市町村もあるんですね。この標記を見て、町長はどうお考えになりますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 津波避難ビルにつきましては、内閣府が定めている指針に基づきまして市町村が指定することができる津波避難施設を指しておりますが、本町においては、現在のところ、津波避難ビルに指定している施設はございません。

したがって、現時点で標識を作り直す考えはありませんが、本町の津波避難計画等の基本的な考え方に基づきまして、東日本大震災の教訓から、原則水平避難をすることとしまして、緊急の際には垂直避難を行えるよう、これらを視覚的に認識できる標識を設置しておりますので、引き続き、標識の意味や役割について広く広報し、そして防災訓練等を通して広く周知を図ってまいりたいと考えています。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今、亘理町には津波避難ビルはないと、町長はおっしゃいました。あります。私、ずっと東部を回ってきました。そうしたら、このピクトグラムがついているところがあります。どこだか分かりますか。総務課長、多分、分かるかな。きずなぽーと“わたり”です。きずなぽーと“わたり”は、この津波避難ビルという形で設定しています。

あと、私が言いたいのはですね、この3番目で言いたいのは、何も津波避難ビル

でなくてもいいんです。先ほど示した荒浜小学校の、津波から逃げなさいよというこの標記を、このパネル①のここに載せて3枚にして、ここは津波、高潮にも適応できるんだよということを標記してもらいたいんです。そのための、これは質問なんです。

それから、町長、津波避難ビルはないと言いましたけれども、ありますよ。あのきずなぽーと“わたり”にちゃんと、その標記別のピクトグラムが張ってあります。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ご指摘のとおり、きずなぽーと“わたり”には、津波避難ビルの標識と同様の標示が設置をされていることは、私も認識をしております。理由につきましては、きずなぽーと“わたり”は平成26年10月に完成しております。内閣府が定める津波避難誘導標識システムが制定されたのが平成26年9月、災害種別避難誘導標識システムによるJ I S規格として統一されたのは平成28年3月であります。きずなぽーと“わたり”の完成後に統一をされたということが理由で、そのような形で、きずなぽーとには以前のマークが設置されているということであります。

現時点で、避難行動における支障はないものと認識しておりますが、今後、関係機関とも協議を行い、必要であれば標示の変更等を検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 内閣府が定めたから、定める前のものだから、あるということなんです。

じゃあ、もう1つだけお聞きしますけれども、吉田中学校にも、こういった、津波から避難しなさいよというね、屋上についているんです。ただ、亘理町の地域防災計画には、吉田中学校は何も、一時避難場所等にも何も記載されていないんです。これはどういう意味なんですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） その件に関しては、総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） その点については、後ほど確認させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 総務課長、分からないんですか。これ、令和2年度に設置したや

つですよ。令和2年のね、令和……、令和2年の11月から令和3年の2月28日で工期終わっているやつなんです。それが分からないということは、ちょっと遺憾であります。後で、じゃあ教えてください。

それじゃ、次の質問に入りますけれども、じゃあ津波から難を逃れるためにね、学校に逃れる方法なんですけれども、例えば荒浜小学校は外階段が正面にぱっと目に入ってきます。すぐに分かります、住民の方も。ただ、荒浜中学校は、東側の外階段と北側の外階段があります。だけど、荒浜に精通していない方は恐らく、ただ荒浜に観光に訪れた人とか、急なことで荒浜中学校に逃げようとするとき、多分、昇降口が上がっていくんじゃないかなということは、私自身は想定されます。もうあそこでも十分な高さはあるんですけれども、そういうことは私は想定されます。

今度、長瀬小学校へ行きますと、吉田保育所の隣に、長瀬小学校の西側ですね、その外階段はすごく分かりやすいんです。ところが、東側にも入り口があります。小さい小窓があって、災害時にはここを突き破って、中に入って屋上まで行ってくださいというわけ。だけど、実際ここは、正面のこういうルートがないために、訓練しないと住民の方も分からないと思います。まして、高屋小学校、吉田中学校、学校が休みの場合ですね、町長、どのようにして入るかご存じですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 吉田中学校、そして高屋小学校、その辺の休みのときの入り方というのは、私はちょっとまだそこまで調べておりませんでした。（「えっ」の声あり）調べていないので、分かりません。（「ああ、そうですか」の声あり）はい。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） じゃあ、私、知っていますから言います。あのドアガラスをぶち破るか、何らかの形で壊して、ドアを開けて中に入るしかないんです。だけれども、だけれども、このピクトグラムが屋上に、屋上についているんですよ。学校行って確認してみてください。ありますよね。あるんですよ。ということは、住民にとったら、ああ、津波が来たらここへ逃げるんだなど。でも、実際、夜間だ、朝だ、行ったってどこから入ることも分からない。そういう訓練をしないと本当は駄目なんですよね。そういったものがないんです。

だから、私はね、山田町長はこういう震災を経験して、防災に関して物すごく興味のある町長だと私は認識しているんですよ。ですからね、そういうことも踏まえ

てこういった、今の名取市のほうで取り組んでいるような、こういうルートとかし
っかりつけた上でね、津波を想定していない避難場所だよ、長期にわたる避難場所
だよって、こういう形を取るより、今実際こうやって避難訓練も、津波の避難訓練
もやっているわけですから、やっぱり住民にとって分かりやすいような標記物を作
るべきじゃないかなというのが、この3番目の質問なんです。いかがですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 議員おっしゃるとおり、そういう部分に関しましてはやはり配慮
が、町民に対する、そして観光客に対する配慮が少し足りなかったのかなというふ
うに考えているところでございますので、庁舎内でもう一度、教育委員会、そして
安全推進を凶っている総務課等と調整をしながら、皆さんに、町民、そして観光客
にも、皆様にも分かるような形で再度考えていきたいと思えます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） じゃあ、私の質問の結びなんですが、実はこれを名取市の防災安
全課のほうに、これを掲載して今日の一般質問で使わせてもらっていいですかとい
うことでお聞きしに行きました。そのとき、防災安全課の担当のお二人とお話しし
ました。先ほど町長が言ったように、内閣府とかいろいろ、このピクトグラムの統
一化とか、いろいろありましたということでお話しされたんですけども、ただ、
我々としても、住民に分かりやすいようなものをやっぱり作っていかなくちゃいけな
いということで、いろいろ今模索していますということです。

まず、こういったバツ標記をなくすこと、できるだけ少なくすることによって、
住民が、ここは何の避難場所だよ、一時避難場所だよと分かりやすくするとか、こ
の避難ルートをもっと大きく書いて示すとか、そういったことも今本当に検討して
いるところだったんですというようなことを親切丁寧に教えていただいて、1時間
ほどちょっと議論してきたんですけども、先ほど、内閣府の基準どおりだと言
いますけれども、ネットで見ますと、それぞれ町の特徴を生かしたこのピクトグラム
というのが、避難誘導のピクトグラムができています。ぜひ、住民に分かりやすい、
そして防災に強いまちづくりを目指してほしいと思えます。

以上で終わります。

議 長（佐藤 實議長） これをもって、鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

次に、1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄議員 登壇〕

1 番（小野一雄議員） 1番の小野一雄であります。

私は、公共下水道の現状と課題について、教育環境の整備に関するアンケート調査報告会についての大綱2問について、質問いたします。

まず、1番の質問であります、公共下水道の現状と課題についてであります。

公共下水道については、公営会計に移行して、公営企業としての経営を順調にスタートしているところでもありますというような、過日の決算委員会の報告にありました。このことについてですね、公共下水道の現状と課題についてお伺いいたします。

まず、（1）番であります、公共下水道整備区域の現状はどのようになっているのかという点についてお伺いをいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 公共下水道につきましては、昭和54年度に事業に着手をいたしまして、下水道事業計画に基づき効率的な事業の推進を図っておりまして、令和7年度のおおむね完成を目指し、目標にしまして、現在は浜吉田地区を中心に整備を進めているところでございます。

整備は順調に進んでおり、予定どおり、令和7年度にはおおむね完成をする見込みとなっております。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 順調に整備されているんだということであります。役場で、上下水道課で出しているこの書類について見ますと、大変勉強になりました。今町長が答弁したとおりであります、そこで、私のほうからですね、3年度、今年はですね、今年度は11件の建設工事といいますか、下水道関係の事業が計画されてあります。それで、令和7年度に向かっていきますが、今後のね、今後はこの工事件名がどんどん減少されるのかなというふうに考えるわけでありましてけれども、今後はどのようなになるのか、その辺の考え方といいますか、その辺の計画をお示し願いたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらのほうは、上下水道課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 下水道の事業計画に基づきまして、令和7年度まで、浜吉田地区を中心に進めてまいる予定であります。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 公共下水道を施工しますと、合併浄化槽といますかね、こういったものが、単独浄化槽とかですね、こういったものがだんだん減少してくるのかなというふうに思います。

そこで、このエリアについてですね、今工事やっておる箇所もありますが、合併浄化槽ってどのぐらいありますか、今。町内の全体数といますか、その辺の関係と、エリア内においてどのぐらいあるか、その辺を教えてくださいなと思います。

議 長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 合併処理浄化槽につきましては、浄化槽区域では1,128でございます。浜吉田地区のみでの数字につきましては、持ち合わせておりません。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） この関係、次の質問にも関連するので今お聞きしたんですが、全体の、この見直しの段階での資料によりますと、合併浄化槽は全体では、私の手元の資料では、平成29年の3月現在であります、4,966というふうに一応把握しております。

それで、今の段階で水洗化率というのは、町全体としてどのようになっているのか、その辺教えてくださいなと思います。

議 長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 今現在での水洗化率につきましては、町全体では91%を超えております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 91%ということですが、令和2年度の3月の決算ですとね、これが出ておりますけれども、90.97%、まあ、91%、そのままだ、横並びの状態なのかなというふうに思います。

県内で一番、ベスト3といますか、一番水洗化率が進んでいるのは七ヶ浜町だ

というふうに言われております。99.9%だと。多賀城市も、第2位、同じ99.9%と。それから、塩竈市は99.3%だというふうには、県内のベスト3、これがですね、この市町がね、市と町がベスト3だと言われております。

それでは、(2)番に入りたいと思います。

合併浄化槽の設置に関わる補助金の範囲はどのようになるのかということで、これについての答弁をお願いします。

議長(佐藤 實議長) 町長。

町長(山田周伸町長) 浄化槽の事業につきましては、従前どおり、一般会計で実施をさせていただいています。

合併処理浄化槽の設置に係る補助金の範囲につきましては、亶理町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に記載のとおり、公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の専用住宅に設置する合併処理浄化槽に対して、補助金の交付をしている現状でございます。

議長(佐藤 實議長) 小野一雄議員。

- 1番(小野一雄議員) 今現在、町長の答弁ありましたけれども、法に基づいてね、条例に基づいて補助しているんだということではありますが、一つは、その補助金を見ますと、合併処理浄化槽設置整備、合併浄化槽をつける場合に整備する補助金、これが3種類ありますよね。例えば、10人槽以下のものについては補助していきますよと。一つは、5人槽で40万2,000円、6人槽から7人槽までは41万4,000円、8人槽から10人槽までは54万8,000円と、現行の条例ですとこのようになっております。これは幸いに、隣接の岩沼市と比較してみますと、うちのほうが、亶理のほうが補助金が率が高い。これはいいことだと。ちなみに、5人槽ですと岩沼市は33万2,000円ぐらいになっている。6人槽からですと41万4,000円、8人槽になると54万8,000円と、もうはるかに亶理のほうが高い、補助金がね。まあ、これは田舎ですからこんなふうになるのかな、せざるを得ないのかなというふうに思います。

そこで、この補助金、次、(3)番に入ります。関連性がありますので……、ああ、失礼しました。この補助金の関係で、1つ事例を申し上げておきたいと思いますが、10月、これは亶理町上下水道課からですね、合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請書提出ということについて、今度は、先ほどは設置整備については1つとして3種類の、3項目の補助金があります。2つ目は、合併浄化槽の維持管理費、

ランニングコストですね、保守点検料についての補助整備があります。補助金制度がある。これは、5人槽までが9,000円、6人槽から7人槽までが1万1,000円、8人槽から10人槽までが1万3,000円。それから、もう1点が、単独処理浄化槽撤去事業補助金、簡単にいいますと、くみ取り式からそれをやる場合に9万円の補助金を補助しますと。

こういう、互理町では3通りの補助金制度があるわけなんですけど、そこで、今年度、11月26日、ある町民からですね、町民の、いろいろ調べてみましたら、合併処理浄化槽設置事業補助金申請書、書類の提出についてと、町からですね、合併浄化槽の維持管理を1年間適正に行った方を対象に補助金を交付しますと、こういう書類がそれぞれの該当者に送付されました。

これで1つ質問いたしますが、合併浄化槽の設置している世帯主という方は、町の中に住んでいる方と比べますと、ちょっと不便な箇所に住んでいますよね、どちらかといえば。交通の便が悪い、買物にも行くにも大変だ、そういう方が多いわけですね。裏を返せば、高齢者世帯が多いということに尽きるわけですね。

そこで、この補助金について、この方は7人槽の合併浄化槽を設置していると。7人槽ですから、補助額は先ほど申し上げましたように1万1,000円、これが補助されると。ところがですね、ところが実際に1年間にかかる経費といいますと、一例ですよ、そのほかに法定検査しなくちゃならない、オーバーホールしたりね。これがですね、こういったものを含めると、この方は3万1,680円かかっているの、法定検査をするのにね。それから、年間の点検料、こういったものがですね、これで法令で点検決まっている、3か月に一遍かな、決まっているんですね。これには、1万9,440円、消費税入っていますから大体1万8,000円ぐらいかかっている。そうしますと、トータルしますと5万1,120円、ちょっとこまい話になりますが、5万弱かかっているね、5万円以上。そうしますと、1万1,000円の補助金で、もらって、5万1,000円も払わなくちゃならない。これではもう、何とかならないかと。どうでしょうかね、この辺。

私はね、高齢者2人世帯ですから大変な出費が多い、ましてや、このコロナ禍において全然外へも出られない、家にいるとどうしても水道ばかりね、水道水が高くなっていくと、こんな関係があります。ぜひとも、この辺の補助金のアップをやっぱり考えるべきじゃないかと。水道以外ではいろいろな手当の関係で、低所得者と

かいろいろありますけれども、この辺は十分に検討に値するのではないかなというふうに思うわけでありまして、いかがですかね、町長。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの小野議員の、合併浄化槽をされている地区における住民の方ですね、いろいろなコストが、ランニングコストがすごくかかるというお話をお聞きしました。やはり5万円を超すというのは、5万円近くですね、かかるというのは大変なことであると思いますけれども、今後ちょっと検討させていただきますが、現在進めている地区のほとんどは都市計画税の範囲外になっている部分がありますので、その辺との整合性を見ながら、今後検討してまいり、考えてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） この関係ね、後段に料金の関係とラップしますので、この辺、この程度にしておきたいと思います。

それでは、次の（3）番に移りたいと思います。

公共下水道を整備したにもかかわらず、接続する加入者が少ないというのはなぜなのでしょうかとこの質問であります。この辺、現状を踏まえて、町長、答弁お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 本町の公共下水道は、現在、令和7年度に向けて整備の途中でございますが、接続率は91%を超えております。全国の類似団体の平均が82%でございますので、大きく上回っている状況です。また、新規の加入者も年々増加しているところでございます。

直近3年間における下水道整備箇所の接続率は、71.4%となっております。現在も対象者から申請が次々に行われているところでございますが、今後も普及活動を行いながら、接続率の向上に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 今、答弁の中で、71%、71.4%ですか、このようになっているんだという答弁ありました。それで、公共下水道工事を施工しますと、3年以内に接続しなさいという、こういう、ありますよね、法的な縛りが。それで、今この71%の方々が、どんどん手を挙げてきていると、接続に向いているという答弁ありまし

たけれども、残念ながらそのほかにもまだまだおるわけですね、30%、29%近く。
こういった方々に対して、どのようなPRと申しますか、そのアピールをしている
のか、その辺、取組について町の考え、あれば、やっておれば、教えていただきた
いと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいま、議員のほうからのご質問に関しましてですが、接続さ
れていない理由というのもございまして、家屋の建て替えを近々行う予定でありま
すとか、高齢者の独り暮らしである、あとはやはり排水設備工事費用の関係などで
現在まだ未接続というところもございまして、その辺に関しまして、詳しくは上下
水道課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 排水設備の普及活動なんですけれども、工事説明会の際に
お話をしております。それから、受益者負担金の説明会を行う場合もあるんですけ
れども、そのようなときにも説明はさせていただいております。

そのほか、年に1度、まだ接続されていない方のところへ出向きまして、限られ
た範囲ですけれども、普及活動を行っているところであります。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 確かに、下水道整備してもらったけれども、いろいろ大変だとい
う、それぞれの事情、家庭事情といいますかね、経済的な問題があるやにも聞いて
おります。

そこで、今課長から、年に一遍訪問しているんだという答弁がありましたけれど
も、この辺は1回と言わず、今工事どんどんやっておるわけですから、現地に行っ
たときに回るとか、そういった訪問回数を多くして理解をせしめると、こういった
活動も大事じゃないかなと思うわけでありまして。ぜひその辺を、取組をお願いした
いなということで、（4）番に移りたいと思います。

（4）番、汚水処理原価に対し、使用料原価が高い。町民へのサービス向上のため、
使用料を下げた町民へのサービスを図ってはどうかという質問であります。が、
答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 使用料の単価の元になります下水道使用料につきましては、汚水

処理費用のほか、今後の人口減少に伴う使用水量の減少や、老朽化している施設の更新費用、起債の償還等を見据えたものでございまして、適正な料金設定と考えております。

そのため、現在の下水道使用料の減額については、現在、今のところ、まだ考えていないところでございますが、やはり昭和40年代に敷設されたんでしょうか、旭台のトウカンとかそういうところ、今、入替え作業、もう始まっているところでございます。今後やはり、昭和54年から始まったこの事業でございまして、様々な更新工事というのが今後かかってくると思いますので、その分のために少しストックをさせていただければと思っておりますのでございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 今、答弁の中にありましたけれども、いろいろ金がかかるんだというふうな考えのようではありますが、私、いろいろずっと調べてみますと、これはあれかな、総務省管轄になりますよね、総務省が料金の関係について管轄なんです、この通達、使用料単価に関する国の考え方というのがあるんですね。

これは、いろいろ文献あるんですが、一つは、こういうふうにあるんですね、公営企業の経営に当たっての留意事項として、下水道事業を最低限行うべき経営努力として、月3,000円、立方メートル当たりを前提として、地方財政措置が行われていることに留意することとあるんですね。これ、留意しているんだね、要は。国でこうやるからと留意すること。それから、もう一つは、これは平成21年の7月8日の総務省第三課の室長の通知でこれは出ている。

あと、もう一点はですね、一つは、水道使用料の水準についてということで、これは平成26年の8月29日付なんです、総務省公営企業課長の通知でこれが出ている。これは、中身はいろいろありますが、第3項に、公営企業の経営に係る事業別留意事項、下水道事業、経営についてと。ここはですね、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20立方メートルを前提として行われていることに留意しなさいと、こういうふうにあるんですが、この辺の考えについてどのような対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらは、上下水道課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 本町の下水道の料金設定なんですけれども、令和2年度の決算におきましては、下水道使用料収益の単価のほうが下水道処理原価よりも上回った状況になりました。これにつきましては、総務省の作成しております経営比較分析表の中に経費回収率というのが記載されてあるんですけれども、この経費回収率は100%を上回っていることが望ましいとされております。本町の下水道では、近年は100%前後ということで、ほぼ望ましい値となっております。このような経費回収率ですけれども、現在の料金設定において、適正な設定であるということを表しているのではないかと考えております。

それから、令和2年度におきましては、汚水処理単価よりも使用料単価のほうが若干上回っておりますけれども、単年度では上回っておりますが、長い目で注視していく必要があると考えております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 私、何でこの質問をここに、4項目に挙げたかといいますと、今課長答弁ありましたけれども、町内の原価と単価を見ますと、汚水処理単価は162円29銭なんですね。汚水処理原価ですよ。それで、使用料単価というのがあるんですね、いろいろ計算してあるんですが、178円68銭と。簡単に単純計算ですよ。差引き16円39銭になるんですね。簡単に言えば、原価が安くて使用料が高いということ。まあ、我々、私たちは素人ですから、素人目にはこういうふうに映るんですよ。したがって、この辺をちょっとどうなのかなというふうに調査しまして、質問したわけでありませう。

単純に、隣接の柴田町の、今度は下水道使用料について比較してみますと、亘理町は、これにもあります、料金表は次のようになるんだというふうにあります。例えば、亘理町ですと一般家庭における下水道の使用料は20立方メートル当たり3,575円なんですね。柴田町は3,300円なんですよ、20立方メートル当たり、一般家庭ね。そうしますと、単純計算で柴田町と比較しただけで、下水道の使用料だけについて見ても275円も亘理町は高いと。いろいろ設備費のランニングコストとかありますけれども、ひとつこの辺は、それこそ長い目で見て、ぜひ検討されたい、していただきたいと思います。

といいますのは、やはり今、町で定住化推進とかどンドンやっていますよね。い

ろいろ声が聞こえてきますのは、「亘理町は水道料高いね」と、こう言われるんですよ。これも一つの、人口減少の一つの何か足かせになっているんじゃないかと、高過ぎるというのが。この辺をやはり、今度だんだんと合併浄化槽も減ってくるなと思います。そうしますと、どんどん加入者が増えてきますから、その辺を加味しながら、亘理町の定住化促進のためにも、この辺の下水料の引下げについてもぜひ再考すべきではないかなというふうに思いますが、どうですか、町長。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいま小野議員のほうから、そのようなご意見といたしますか、申出がございました。ただ、やはり長期的スパン、長期的にわたって更新を迎えている、更新事業も入ってきますので、その辺も踏まえながら、様々な検討をさせていただきたいと思います。

確かに、柴田町は20立方当たり3,300円、高いところだと、その隣の村田町になると4,600円ぐらいだったと記憶をしております。それぞれによって、やはり市町村によって差がありますし、大体亘理と山元町が一緒ぐらいというふうに記憶をしておりましたが、その辺も踏まえまして様々考えていきたいと思います。ありがとうございました。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） まあ、あまりね、私、他町のことは申しにくいんですが、ただ比較として柴田町だけを取り上げたんですが、いずれにしても、町の将来のためにも人口減少を食い止めるにはどうあるべきかという観点から、ぜひ検討していただきたい、このように申し上げまして、大きな2番に移りたいと思います。

教育環境の整備に関するアンケート調査報告会が、10月から4地区で、各地区で開催されました。これについて、これに絞って質問したいと思います。

（1）番、報告会で地域住民から質問のあった各委員の選出方法については、どのように周知したのか、この辺についてお伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） こちらのほうは、所管しています教育長のほうで答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 選出方法については、亘理町立小・中学校教育環境整備計画検

討委員会設置要綱第3条第2項により、現在19名を委嘱しております。周知につきましては、先般、検討委員会を開催させていただき、委員名や審議内容の公表について議論していただきましたので、今後、公表させていただく予定としております。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） 19名の委員については、今度公表していくんだということでありますけれども、この公表の仕方について、どのようにして公表するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） この後の質問にも関係すると思いますけれども、ホームページ等、それから必要に応じて町の広報等を使いまして、委員の方の公表、それから検討委員会の議論の内容についての公表をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） 関連がありますので、（2）番に移りたいと思います。

環境整備計画検討委員会の中間報告については、どのように周知するのかという点について、まずお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 今回、各地区で行った報告会については、アンケート調査結果と、調査結果に基づく分析及び考察をお示しさせていただきました。この報告会は、これまで検討委員会が行ってきたアンケートの結果を報告した形になりますが、実施させていただきました報告会の内容については、ホームページにより周知していきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） （1）と（2）、関連するような質問であります。答弁も同じような答弁であります。問題は、ホームページ見れない人がいるんですね、見れない人。それで、私は広報わたりね、広報わたりだとみんな、年配者も結構読んでいますよ、いろいろヒアリングしてみますと。ですから、ホームページもわかり、その広報わたり、今こういう検討委員会やっているよ、こういう問題について議論したんですよというようなことを簡単にでもいいですからやっぱり公表する、これが必要ではないかなというふうに思っておりますが、どうですか、教育長、その辺。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） その部分につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） じゃあ、そのようにぜひ検討して、公表する方向で検討していただきたいと思います。

それでは、（3）番に移りたいと思います。

学校の再編・統合を進めることについて、予定時期を示すべきではないかという質問であります。この辺、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 今回、報告会を実施した中で、地域の思いや保護者の思いを広く聴取させていただきました。これを受け、今後、検討委員会で議論していくことになると思いますので、まだお示しできる状況にはなっておりません。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） まだ時期はなっていないということでありませけれども、いろいろ文科省の、指導文書といいますか、いろいろ検討、検討委員会のあれを見ますと、統合問題についてはこういう問題がありますねというようなことがいろいろ羅列されてありますよね。

統合に当たって、いっぱい項目がありますけれども、絞ってね、統合する問題について、こういう問題が一番やっぱり大変だねというような問題を、例えば3点ぐらい、3つぐらいに絞って挙げるとすればどんな課題がありますか、教育長。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） アンケート調査の結果を見ますと、やはり一番大きいのは、通学の足の確保だろうというのがやっぱり一番でございます。それからあと、学校の特色を生かした、子供たちに魅力のある、保護者にとっても通わせたい学校づくりというのを考えてほしい、その2点が大きなところかなというふうに思います。

議 長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） いろいろ今、通学距離といいますか、この問題、挙げていただきましたけれども、あとは学校の特色と。

通学距離については、例えば小学校は4キロまでだとか、中学校は6キロまでぐ

らいを考えているとか、あるいは通学時間は1時間以内、60分以内だとか、いろいろあるわけですよ。

それで、特色を生かした学校ということについて、今、教育長述べられました、例えば統合するようになった場合、例えばAとBがあるわけですよ。まあ、Cがあるかも分からない。それは、どういうふうなそれぞれの特徴を生かしていくのか、その辺の考え方、教えていただきたいなど。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） なかなか、例えばと仮定の話はちょっとしづらいところがございますけれども、それぞれの学校が今行っている特色ある教育課程につきましては、仮に統合になった場合には、教育的、その教育課程に係る部分については、地域の方のご意見、それから学校の考え方というのを話し合いながら詰めていく。ですので、例えばほかの市町村を見ますと、学校が統合する、小学校、中学校かかわらずですね、その1年か2年前から統合に関わる準備委員会が設置されてきて、その中で様々なことを話し合っただけで一つの方向性を見出していくということですので、仮に本町でもそのような形になった場合には、そのような形で進めていくことが大切だろうというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） アンケート報告会の質問でありますので、余計なことを質問しませんが、今、教育長の答弁の中で、時期については公表する段階にないということなんですが、どのぐらいの検討委員会を重ねて、どのぐらいの時期になれば、また検討できない段階の答弁になるのかどうか分かりませんが、その辺は、本当にぎっくばらんに、例えば30年先だ、20年先なのかね、その辺のぎっくりの考えはないんですかね。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） この検討委員会の位置づけですけれども、検討委員会で検討した内容がそのまま、例えば教育委員会の方針になるのではなくて、教育委員会、または町当局が、これからの学校の在り方について決めていくときの一つの判断材料という形になりますので、今のところ、何年後先かということはなかなか申し上げることはできないかなと。

ただ、アンケート調査の結果報告会でも同じような質問があったときには、二、

三年という短いスパンではないですということだけはお答えさせていただきましたので、それ以外については、ちょっとここでは答えることがなかなか難しいかなというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） まあ、なかなか難しい問題といたしますか、私は、検討委員会をどんどん、どんどん、これから何回継続されるか分かりませんが、あと5年も10年も同じものをやるわけじゃないんだらうなというふうに思っています。ですから、近いうちに結論を出して、今度は総合教育会議ですか、町長も交えたその会議の中で最終決定というふうになるのかなというふうに私は予測しておりますけれども、その辺の結論出るまでにはどのぐらいになるのかなというふうに聞きたかったんですが、それは今日の段階ではまだまだ駄目だと、発表できないという理解しか、理解しているんですが、それでいいんですか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） はい、そのとおりでございます。もう少し時間をいただければと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） それでは、（4）番に移りたいと思います。

アンケート調査結果に対する、意見提出用紙による意見はあったのかということで、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 意見提出用紙による意見は、7名の方から意見を頂戴しました。これらの意見についても、検討委員会で共有し、議論の参考としているところであります。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 7名の方から提出があったということではありますが、具体的詳細は結構ですが、タイトルで、どういう内容のものがあったのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 少子化による学校存続の危機感、それから検討委員会の議論内容の公開、町の特色を生かした魅力ある学校づくり等についてのご意見を頂戴した

ところでございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） 私も、4回のうち3回ぐらい傍聴させていただきました。いろいろこう、まあ、私なり、それぞれ捉え方はあるんですが、やはり情報発信が足りなかったなというふうに今感じております。やはり教育委員会といますか、この報告会においても、町民の方々、地域の方々、知らないんですね。ですから、どんどんこれからお願いしたいんですが、やっぱり悪いことをやっているわけじゃないんですから、どんどん町民に対して情報発信をしていただきたい。今こういうふうな取組をしているんですよ。これは、我が町だけの問題ではないと思いますけれども、まだまだ町民は、この情報化時代において、何だろう、何やっているんだろうかと、もっと知りたいねという願望があるわけですから、その辺に、その点を十分に考えて情報発信していただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって、小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分とします。休憩。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭議員 登壇〕

- 17番（鈴木邦昭議員） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、学校での心肺蘇生法教育の普及推進について、2項目め、荒浜海水浴場整備について、以上2項目、質問させていただきます。

1項目め、3点質問いたします。

1点目、本町において、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生法とAEDに関する教育を推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することに対して、本町の考えを伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらに関しましては、所管しております教育長のほうより答弁

をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 本町教育の目指す姿の実現に向けた目標の一つに、「自他の命を大切にし、思いやりの心をもつ、心身ともに健やかな人間を育む」が掲げられております。その具現化に向けて、命の大切さや思いやりの気持ちを育む道德教育の実践、毎月実施している施設の安全点検をはじめ、児童生徒の命を守るための安全な学校環境の構築に努めております。

AEDの使用を含む心肺蘇生法については、関連教科の指導計画や学校保健安全計画に基づいて進めており、今後も外部の専門機関と連携して進めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 外部の方々と一緒に進めていきたいと、こういうことでございますけれども、先ほど、危機管理体制の拡充ということでもありますけれども、この件について私もいろいろ調べておりましたら、学校保健安全法というのがございまして、その中に、第29条に「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成するものとする」と、このようにございました。これは、全ての学校において、危機管理マニュアルを作成するよう、全教職員に周知徹底を図るとされておりますけれども、本町ではこの点についてどのようなになっているのか伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 各学校において、緊急時に係るマニュアルを作成して、それを年度当初、教育委員会のほうに提出することになっております。

また、各学校においては、年度末におきましては、そのマニュアルについて再度見直していただき、必要なところは修正してというところで進めているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 本町ではマニュアルは作成していると、こういうことでございました。この件については、やはりまだまだ作成されていない学校もあるということをお聞きしたものですから、私はこういう形で今日質問させていただきましたけれ

ども、しっかりとこのマニュアルに沿って進めていただければと、このように思います。

全国の学校でも、毎年約100名近くの児童生徒の心停止、発生しているということでもございましたけれども、突然の心停止から救え得る命を救うために、心肺蘇生法、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生法教育はその柱になるのではないかと、私はこのように思いますけれども、日本では、2004年ですから平成16年、一般市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進んだと。それで、このAEDの使用によって救命される事例が数多く報告されていると、こういうことでもございました。

また、あつてはならない事件が、11月24日朝、愛知県弥富市の十四山中学校、ここで同級生が包丁で刺されたと、それで死亡する事件が発生しました。そのとき、やはり心停止状態、先生方が心臓マッサージをしたそうです。こういった形で、先生方も焦ったと思いますけれども、一つ確認ですけれども、本町において授業中や部活などで心肺停止の児童生徒がいたかどうかですね。近年、3年以内でもよろしいです。いらっしゃったかどうか、ちょっとその点伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 私、教育長に就任してからは、その報告はございませんので、ここ2年半はないというふうに認識しておるところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひですね、子供たちもどういう、やはり心臓の弱い子供もいるでしょう、よく見ていただきながら教育等していただければと、このように思っております。

やはりAEDが必要な事態というのは、ある日突然やってくるそうです。いざというときにこのAEDが機能するよう、やはり管理、これは怠らないように体制をしっかりとっていただきたいなど、このように思っております。

2点目に入ります。

本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生法教育の現状と今後の方向性について、この考えを伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 中学校の保健分野においては、学習指導要領に基づき、応急手

当てを適切に行うことによって傷害を防止することができること、また応急手当には心肺蘇生などがあることを指導しております。一方、小学校の保健分野においては、けがの簡単な手当では速やかに行う必要があることなど、応急手当の重要性を指導しております。

なお、昨年度、本年度は、コロナ感染の影響から、実技体験活動を実施できなかった学校もありました。状況次第となりますが、次年度以降は実技体験を含む心肺蘇生教育ができると考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 実施できない学校もあったということです。方向性ということでは、私は、小学生、特にAEDの機能の理解、これも必要だろうと思いますし、心肺蘇生法の重要性や設置場所の確認、重大事故発生にはやはり近くの大人に知らせる、こういったことを、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、やはりいろいろ、小学生には小学生なりに教えているということは分かりましたけれども、こういったやはり近くの大人に知らせるとするのがまず一番重要ではないかと、このように思います。そしてまたそれが、応急手当をできる、そういった訓練、こういったことも必要ではないかと、こう思っているわけでございます。

そして、中学生。やはり中学生になりますと、心肺停止に陥った人に対して、AEDの使用を含む心肺蘇生法、これができるよう、保健体育の指導等において訓練、訓練用のAEDというのがあるんですね、この訓練用のAEDを使用した実習を実施するという教育もやはり私は非常に大事かと思いますが、こういった訓練用のAEDを使つての訓練はされているのかどうか伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 中学校の保健体育の学習指導要領、解説編には、「心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにする。なお、必要に応じてAEDにも触れるようにする」というふうに記載がされておりますので、各学校においては、この記載どおりに指導を行っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かに、今教育長が言われたように、保健体育編というところですか、ここにありましたけれども、学校におけるこの心肺蘇生法の教育の重要性に

ついて、広がりつつあるということですが、平成29年3月末ですか、これ、公示されましたね、今教育長言われました中学校新学習指導要領保健体育科の中に、体育分野というのと保健分野というのがありました。

それで、この保健分野の中に、新旧対照表にはですね、まず、旧のほうでは、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること」と、こういうことでしたけれども、やはり新指導要領には、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること」、ここまでは同じなんです。その次が、「また、心肺蘇生法などを行うこと」と、このようにありました。教育長が全く言われたとおりでございました。

この解説では、胸骨圧迫、AEDの使用などの心肺蘇生法、包帯法、それから止血法として直接圧迫法などを取り上げているわけですが、「実習を通して応急手当ができるようにする」と、このように明記されておりますけれども、この件に関して教育委員会として、本町学校の教職員の方々にどのように取り組むように、先ほどとちょっとかぶるかもしれませんが、どのような取組、指導をされているのか、ここのところをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、学習指導要領にこれは明記されている内容ですので、これは最大限指導しなければいけないということですので、各学校の年間指導計画等を確認もさせていただきながら、それがきちっと実施できているかどうかというのをこちらのほうでは確認をしているというところでございます。

この心肺蘇生法については、中学校2年生で学習することになっておりますけれども、中学校2年生、段階によって保健体育の授業の中で、実際にあぶくま消防本部の方を講師に招いて、練習用のAEDを使ったりとか、それから止血法とかについて学習をしているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） しっかり学習されているようでございますので、3点目に入ります。

学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、

具体的な取組を伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 各学校には、校舎と体育館にAEDを設置し、緊急時に誰でも使用できるよう表示をしております。

教職員へのAED講習は、本年度は10校中8校の学校が実施いたしました。実施時期は、毎年、水泳指導を開始する6月頃に行っております。実施しなかった2校につきましては、コロナ感染の影響から見送った、もしくは講師派遣先から中止の依頼があったものであり、次年度以降は、状況に応じてでありますけれども、全ての学校において実施の予定であります。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひですね、やはりその2校、できなかったというところも、できるような形でまたやっていただければと、このように思います。

設置状況では、今お話聞きました、校舎、各学校設置している。これは私も、各学校に設置しているというのは知っておりましたけれども、1か所ではなくやはり2か所、この2か所に設置しているというところはないかどうか、まずそれを1点お聞きしたいのと、それから児童生徒の心停止の多くは、やはり体育、それからスポーツ活動、これによって発生していると、こういうことでございますけれども、では、この設置場所においては、どのような場所に、要するに先ほど校舎、各学校に置いているということでしたけれども、どのような場所に設置しているのかですね。例えば、人目につきやすいところであるとか、それから中学生になれば部活動が入ります。そういった中で、運動する生徒、中には激しい運動をする方もいるでしょう、そういった生徒もいる中で、やはり運動関連施設からのアクセスのいい場所、そういったところとか、どのような場所に設置されているかですね、その辺お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） その細かい設置場所等につきましては、教育総務課長のほうから回答させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 各学校、AEDにつきましては、2か所設置してございまして、校舎に1か所、それから体育館に1か所は設置してございます。

校舎のほうにつきましては、昇降口であるとか保健室、それから職員室といったところでさまざまございますが、校舎1か所、体育館1か所、合計2か所設置してございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 学校安全の観点から、やはり不法侵入防止というものもあるでしょうけれども、嚴重なやはり鍵の管理、こういったものが求められると思います。特に、児童生徒の心停止は、休日や放課後の課外活動中に起こるといえることが多いと、このように聞いております。常日頃から、設置の管理体制、しっかり取り組むべきと思いますけれども、この各学校、校舎、それから体育館、鍵の管理ですね、鍵の管理はどのようになっているのか、その点伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 緊急時に使用するものですので、例えば火災を知らせるベルがありますよね、あれは強く押すことによってガラスが割れて、すぐベルが鳴ることになっておりますよね。AEDも同じように、鍵がついていたのでは、ここぞというとき使えませんので、強く引っ張る、強く押す等によって使える状況になっております。

児童生徒には、やはりその部分についてはきちんと指導しておりますので、例えば避難のあのベルにつきましては、間違っって押したということもございますけれども、それ以外、故意で押すという児童生徒はまず報告を聞いておりませんので、AEDにつきましても、ここにあるよと、こういうときに使用するんだよということの指導をすることによって、それでもいたずらをするということは聞いておりませんので、鍵等については、学校施設設備の安全点検を月1回実施しているときに、異常があるかないか、教職員が巡って確認しているというところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 児童生徒の安全確保、要するに安全確保するこの体制、確立するためにですね、必要な事項、やはり何といても全教職員が共通に理解をするために、やはり先ほどマニュアルは本町でも作成していると、こういうことでしたけれども、教職員を対象とした講習会、先ほども話ありました講習会、あると思いますけれども、年に何回ぐらい講習会は開催されているのか、その点お聞きします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 基本的には、プールが始まる6月頃、年1回というふうに認識をしているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひ、全ての教職員、特に新任の教職員ですね、やはり適切な初期対応ができるよう、知識、それからまた技能、身につけることが大切ではないかと、このように思います。しっかりとですね、やはりこれも、教職員に対してしっかりと講習会を開いて、知っていただければと、このように思うわけでございます。続きまして、2項目めに入ります。

荒浜海水浴場整備について質問いたします。

まず、1点目、荒浜海水浴場が本年より開設される予定でありましたけれども、新型コロナウイルスの感染防止のため、開設は中止となりました。2022年、来年度ですね、来年ですけれども、開設の考えについて伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） まず、荒浜海水浴場の開設につきましては、荒浜海岸の管理者であります宮城県、これは仙台地方振興事務所の水産漁港部から、海水浴場を開設する区域の土地を町が占用しまして、亶理町観光協会が事業主体となり運営を行っております。開設期間中の砂浜清掃・整地等の維持管理や運営に係る費用については、全て亶理町観光協会が負担をしております。

亶理町観光協会では、荒浜海水浴場の開設に向け、昨年度から公衆トイレや足洗い場を設置するなどの準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から安全面を最優先に、今年度の開設は中止をしたところでございます。

2022年度の開設につきましては、東日本大震災以降、海水浴を体験したことのない若年層が増えているとの調査結果もあり、町といたしましては、自然と親しむ場の観光コンテンツの一つとしまして、亶理町観光協会と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の状況等も十分に踏まえた上で、12年ぶりに荒浜海水浴場を再開し、浜辺のにぎわいを取り戻していきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひですね、観光協会と連携して、しっかりした砂浜を造って、それで安全に、2022年度、開設していただきたいと、このように思っております。

2点目に入ります。2点目と3点目は、関連があるから一括答弁ということでしたので、一括で質問させていただきます。

まず、2点目の海水浴場南側の砂場に、約100個ぐらいの鉄筋コンクリート片ですね、これが見受けられました。その中には、20センチぐらいの長さの鉄筋が突き出ているんです、その鉄筋コンクリートの上ですね。あれは私もびっくりしましたけれども、非常に危険ではないかと私は考えたわけでございます。この件についてと、それから3点目の2022年度の夏に向けて、この砂場をどのような整備をして開設を考えているのかということで、お願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それでは、2点目、3点目につきまして、関連がございますので、一括でお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年、東日本大震災の影響による地盤沈下などにより、海岸が浸食され、砂が減少していたため、令和元年10月の台風19号による被害を受けた丸森町の河川復旧事業から出た砂を受け入れ、海水浴場の整備を行ったところでございますが、その後も少しずつ浸食され、ごみや流木が砂浜に打ち上げられるようになったことから、今年の5月中旬に国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所及び宮城県と協議を行いまして、阿武隈川のしゅんせつ工事から発生した砂の搬入を受け入れ、昨年に引き続き海水浴場の整備を令和3年11月1日から令和4年3月31日までの工程で行うこととし、準備を進めておりました。

このような中、鈴木議員のご質問にもありましたように、ボランティアで海岸清掃を行っている方から、海水浴場南側の波打ち際にコンクリートの塊が埋まっているとの情報が寄せられたことから、現場を確認の上、砂の搬入を行う国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の岩沼出張所と協議をした結果、国土交通省が砂を搬入する前に、海岸の流木とコンクリートの塊の撤去作業及び処分まで行うことで協議が整いまして、11月19日に撤去作業と処分を完了しております。

現在は、砂の運搬、そして平均にならずことですね、作業が行われておりまして、来年3月上旬までに、海水浴場を開設する区域約2万2,000平方メートルに対しまして、約1万5,200立方メートルの砂を運搬し、整備する予定となっております。

2022年夏に海水浴場を開設する際には、事業主体となります亘理町観光協会が海岸の状況を確認しながら、適宜、ビーチクリーン等を行い、海岸美化を行うとともに

に、安全・安心で快適な海水浴場運営に努めていく予定でございますので、町としても必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） この鉄筋コンクリートの塊ですね。コンクリート片と先ほど言いましたが、塊ですね。この砂場の現場、確認されましたでしょうか。そして、海水浴場に先ほど砂をまいたというお話がありましたけれども、1回まいたときどのぐらいの範囲でまいたのかですね。そこの部分も今回、コンクリート塊が出ていましたけれども、そこなんかもまいたのかどうか、ちょっとその件、伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらに関しましては、商工観光課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 昨年整備した区域につきましては、海水浴場開設区域の約2万平米になります。こちらに、砂の量が約1万7,000立米、大体敷きならしの高さが85センチ程度になりますけれども、今回、鉄筋の入ったコンクリート殻、出てきていますけれども、昨年敷きならしをしたときは、そちらというのは当然なかったわけでございますけれども、そちら出てきたのは、先ほど町長の答弁でもありましたが、年々砂のほうが進食されて、砂の量が減ってきて、過去の震災で埋まっていたものが、それが時間の経過とともに姿を現してきたものというふうに思っております。昨年の工事のほうで入ったものではないというふうに認識しております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 私はですね、なぜ今頃あそこに出てきたのか、浸食、砂が浸食したということですが、私もですね、今議会のほうでは一般質問でパネルが使えるようになったんですけれども、ここで本当はパネルでお見せしたかったんですけれども、提出するのとパネルがちょっと遅かったものですから、それと、今回は出さなくてもいいかという形で提出しませんでしたけれども、同僚議員からは「出したほうがいいよ」という声もあったんですけれども、本当に皆さんに見せてあげたかった。でも、私は写真はしっかり撮っております。こういう形で撮っておりますので、見たい方は見させてあげますので。

私は、あれを見て、本当に不思議に思いました。今の答弁でもあったんですけれ

ども、故意的な状況じゃないと。であれば、なぜこの15メートルぐらい四方に固まってあったのかと、それが私は不思議でしょうがないんです。もう少し散らばってもいいですよ。大体同じような場所にあったわけですから。それで、このコンクリート片の中には、先ほども言ったように20センチぐらいの鉄筋が出ているわけです。この現場で、町長はどのような報告を受けたのか、その点ちょっと伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） こちらに関しましては、震災後にですね、ずっと突提として出ているところのつなぎ目の部分辺りで、2011年度の写真を見ますと、大分その突提の一部が壊れて下に落ちているような状態が見受けられる写真がございました。それが砂を、それが下に沈んだところに砂を持って行って、今回、砂が取られて、今回出てきたのではないかというような感じで私は認識をしているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） もう1つですね、そこばかりじゃなくて、今度は南側、導流堤、導流堤と言うそうです、私も確認しましたら、導流堤というところ、ここに1メートル20ぐらい、1メートルぐらいですかね、三角形の波消しブロックありますね。その波消しブロックの横とか後ろにも同じような鉄筋コンクリートの塊があったんですよ。これは、本当に魔訶不思議なことだと私は思った。今の答弁を聞いたってですね。やはりこの鉄筋コンクリートは津波によるものと結論づけていいのかわか。しっかり調査しないと、また今度鉄筋コンクリートが出てきた場合、この場合はどのように対処されるのかということ、この件お聞きします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 私も写真で、残念ながら写真で見させていただきましたけれども、やはり角が結構丸まっておるコンクリートの破片でございますので、大分時間的経過がしているんだろうなというふうに推察をしているところでございます。

今後、そういうやつが出てきた場合の対応については、今後とも注視しながら対処してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 先ほども言いましたように、導流堤のほうにあった、あるんですけども、それはどのように、じゃあ説明されますか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 当時、2011年のあの震災におきまして、防潮堤も全て破壊されて倒れるような状態、また、導流堤におきましてもそのような状態はあったと思いますし、何せ、写真で確認したところによりますと、導流堤と吉田浜の海岸のところには大分あれがなくなっているような状況、陸がつながっていない状況、震災後すぐにはつながっていない状況がありますし、すごく、10年前の震災での波の威力といたしますか、力というのはすごいものがあつたわけでございますので、そういうやつが起因していると今でも考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 例えばですね、本年、コロナ禍もなく、もし開設されていた場合、どうなっていたんだろうと私は考えたわけでありまして。砂の中に鉄筋が隠れているわけですから、間違つて踏んだ場合、それから遊んで転んだと仮定します。裸ですから、やはり突き刺さります、転んだ場合。それを、その状況をやはり想像していただきたいと、こう思っております。これは大変大きな事故になると、私はこう思います。特に子供たちは、無邪気に走り回っているわけです。そういった中で転んだ場合、本当に大きな事故になるだろうと思ひますけれども、こういったことに対して、何か考えはなかつたのかどうか伺ひます。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 今、導流堤の近くのほうは区域外になっておりますので、その辺に人が、海水浴客が入らないような手だて等を考えて進めてまいりたいと。南側のほうですね、海水浴場の南側、全てがあそこ、導流堤のところまで全てが海水浴場ではございませんので、その辺の範囲もちゃんと指定しながら進めてまいりたいと思ひます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） やはりしっかり、担当課のほうも監視しながらいかなければならぬだろうと、私はこのように思ひます。また出てきた場合、これはまた大変なことだと思ひますので、しっかり整備をして、そして安心して泳げる、そして安全な体制をしっかりと取つて、全国上位に入るような海水浴場にぜひしていただきたいと、このように思ひます。

以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時5分とします。休憩。

午後0時02分 休憩

午後1時05分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘議員 登壇〕

6番（大槻和弘議員） マスク、取らせていただきます。

それでは、今日最後の質問というような形になりますけれども、今日は大綱2問、1つ目は三十三間堂の関係ですね、それからもう一つは水害関係ということで、この2問について質問をさせていただきます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず、最初の質問でありますけれども、三十三間堂官衙遺跡整備計画と周辺整備について、お伺いをいたします。

計画では、将来都市像として、「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」として、山ゾーンを歴史・文化の拠点としている。今後、山ゾーンの整備に町長は力を入れる時期と考えているが、どうか。その上で、三十三間堂官衙遺跡整備計画と周辺整備についてお伺いをいたします。

1つ目でありますけれども、現在、整備計画は予定どおり進んでいるのか、お答え願います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 史跡三十三間堂官衙遺跡整備計画につきましては、令和元年度に策定しました整備基本計画に基づきまして、令和2年度に南地区を対象とした第1次整備基本設計を作成しておりましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います町税の減収等が予想されるため、当初計画による事業実施につきましては、難しいと判断せざるを得ない状況となったことから、本事業全体計画の再検討を行ってまいりました。

検討の結果、当初は南地区全体の整備完了後に北地区整備に着手する予定としておりましたが、主要な遺構があり、整備の中心となる南地区正倉院跡エリア、北地区郡庁院跡エリアの順に先行して整備を行いまして、その後、周辺地区の整備を行うこととしまして、完了エリアごとに公開・活用し、本史跡の重要性を広く周知を

してまいりたいと思っています。

また、事業期間を当初の令和13年度完了から、令和17年度完了を目指し、単年度事業規模を縮小して実施する方針に変更する旨、本史跡整備委員会、文化庁、宮城県に承認をいただいたところであります。

これを踏まえまして、今年度は対象エリアを当初エリアの3分の2程度に狭めた内容で令和4年度整備工事分の実施設計を進めており、具体的には、史跡の内容を分かりやすく、かつ、足を運びやすい場とするために必要な最小限の樹木伐採、環境整備などの緑地修景を行う予定としております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 先日、私も行って見たんですけども、太平洋を一望できるような格好で、非常に環境的にいいのかなと。近くの方たちも含めて、あそこに行って憩いの場とするのもなかなかすばらしいところかなというふうに私は考えております。

その上でお伺いしますけれども、今の話ですと1次計画として5か年を当初予定をしていたわけですね。そして、2次として5年、いわゆる10年間の計画していたのを、今の話ですと4年間延長するというふうな形にだと思んですが、その上で事業費のほうはどうなるのかね。たしか、当初7億8,000万円ほどだったのかなというふうに思うのですが、これを縮小するかどうか、その辺をお伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 事業の予算金額については、生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 現在の計画ではそのまま、全体の、今言った7億八千万、九千万円ぐらいの事業費を、当初予定した期間を10年でなくて14年間で割ってやってやるというような計画でございますので、現在の段階では縮小するというようなことにはなっておりません。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると、年数は延びるけれども、事業費としては。ですから、先ほどの話だと、今年度、来年ですか、3分の1を、3分の1縮小すると言ったのかな、それは来年度だけの話で、全体として見れば、年数は延びるけれども、事業

費規模としては同じだということによろしいですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 1次5年、2次5年、それを7年、7年ぐらいになる予定で今から組んでいって、事業費規模としては、現在のところ同じ方向、同じ金額で考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） ちょっと心配したのは、事業費も下がるのかなと、減らされるのかなということでありましたけれども、そういうことについてはまずないということですので、一つは安心をしたというふうなことでございます。

そういう意味では、この整備計画の中では、一つは山と川、それから里と海ということで、海のほうの計画についてはそれなりに順調に私は進んでいるのかなというふうに思っていますし、ただ、山のほうの整備計画が、これがそういうふうな意味では縮小をされていくのかなというふうに思ったわけですが、そうではないということですので、それは一つは安心をしたというふうなところでございます。

特に、ここのところについては、単に遺跡ということだけではなくて、これは全体として、歴史の文化拠点として全体を捉えているというふうな格好だと思いますので、その中での一丁目一番地がここかなというふうに私は捉えていたものですから、そういったことで、まあ、よかったなというふうに思います。

次に、じゃあ2つ目に移りますけれども、整備計画による、災害のおそれはないのか。特に、水害や落ち葉対策はどうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ここの史跡内には樹木が繁茂しまして、東側は緩やかな斜面となっておりますが、部分的に数か所が谷状のところがございます。基本設計の中では、景観や自然保護を念頭に置いた必要最小限の樹木の伐採や、遺構保護のため、盛土、便益施設や園路整備に伴う部分的な舗装などを予定しております。

実施設計に当たっては、遺跡周辺に民家やJRの逢隈駅も立地をしておりますので、台風、大雨などによる排水や土砂流出の影響を十分考慮した整備とし、落ち葉対策につきましては、道路に面した広葉樹の伐採や道路整備などについても、引き続き検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 今の話だと、道路沿い、あそこの真ん中を通っている道路については、落ち葉対策というかそういうものも含めて、その周りの木について伐採をしていくんだというふうな中身だと思うんですが、私がここで言っているのはそれだけではなくて、その道路以外のところですね。南側と北側ありますけれども、その南側も北側も谷になっているところがあるんですよ。そこから下に、民家のほうに水が流れていくというふうなことがあっていて、大雨になるとその民家の庭先まで浸水をするというような格好になっているみたいなんです、今。

ですから、今現在のその計画の図面を見ても、そこに落ち葉とか流木があるやつを、それを切ってしまうということなので、そうすると、今でさえ下に浸水がするのを、排水とかそういう対策をちゃんとやらないと、結果として下まで流れていって今よりも大変な状況になってしまうのではないのかなと。この遺跡の関係が、造ることによって下の民家に対して問題が起きるんじゃないのかというのが私の質問の趣旨ですし、あとJRについても、あそこ、駅あるわけですけども、あそこのJR、雨降ったときには下を越して、下に管渠入っているんですかね、そこを越して反対側の、駅の反対側、いわゆる東側のところまで水が出てしまうというようなことがあるわけです。だから、整備計画をきちっとしておかないと、そのところで災害が起きるといようなことがあるんじゃないですかというのが趣旨です。お答えをお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 担当しています生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 実施設計に当たってはその辺も、コンサルのほう、また都市建さんとか関係機関とも十分協議して、そういう災害が起こらないような実施設計を組んでいきたいというふうに考えてございます。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ちょっと1つお聞きしたいんですけども、実施設計と言いましたけれども、この実施設計のやり方として、基本設計はあるんでしょうけれども、その実施設計については、毎年くらい実施設計をやっていく、翌年度のやつは今年のうちにするというふうな、そういう計画でいいんですか。

議 長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長）　そうですね、現在、今年度につきましては、来年度する整備工事分の実施設計をやっていると。来年になれば、工事部分と、あと令和5年分の実施設計というようなことで、毎年そういう実施設計組んで、次の年の工事分の実施設計をやっていくというような流れで進めていく形になります。

議長（佐藤　實議長）　大槻和弘議員。

6　番（大槻和弘議員）　そうすると、今段階で側溝の整備とか、その雨水対策について考えた基本設計なのか、実施設計なのか分かりませんが、どういうふうな状況になっているのか。今後、実施設計の中でそこも含めて考えたいということでしょうか。

議長（佐藤　實議長）　生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長）　はい、そのとおりでございます。

議長（佐藤　實議長）　大槻和弘議員。

6　番（大槻和弘議員）　実質、その周りの民家とかもあるわけですから、その方たちの意見も聞きながら、そこはぜひ進めていっていただきたいと思いますし、本当にせっかくできた遺跡があだになるような形にだけはやっぱりやってほしくないと思いますので、そういうふうな計画を十分に立てていただきたいなというふうに思っております。

それから、落ち葉についても、今、道路の両脇のところの落ち葉というようなこともありますが、さっき言った、その落ち葉も堆積をされていて、その落ち葉を取っちゃうと水が流れるということもあるので、そこもやっぱり十分考えていただきたいのと、あと、今の時期ですよ、落ち葉については、非常に落ちているのが多いというので。だから、そこが側溝に詰まったりとか、あるいはまたそういう意味では、その葉っぱが邪魔をして道路を上れないというような状況もあるというふうな話なんですね。だから、そこはやっぱり対策として十分やってほしいと思いますし、今、その町内の方たちがそこを、それを撤去したりとかなんかしている状況もあるので、その辺を十分考えてほしいと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤　實議長）　生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長）　落ち葉の対策につきましては、私も現場のほうに何回か足運んで、一番下のところの曲がる角のところに、そこがたまりやすいということで、今年になってからも私は2回ほど、落ち葉拾いというんですかね、この前も、月曜

日ですかね、先週の月曜日にしてきたばかりですけども、随時、一応調査しながら、現場に行きながら、たまっていれば掃除していくとか、そういう形で今、担当のほうと一緒にやっているというような状況ですので、今後も引き続き、そういう時期になりましたら足運んで、一応、現場調査ということで引き続きやっていきたいなというふうに考えてございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 常に見ているんだというような答えでしょうから、十分頭には入っているというふうに私は認識をしますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

3つ目に移りますけれども、年々、イノシシの目撃が増えているんですが、整備計画にフェンス等の対策が入っているかについてお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 最近、近年ですね、史跡周辺でのイノシシの出没が増加していることは把握をしているところでございます。平成29年度に、史跡南に隣接するつばきやま台団地との境に鉄筋の防護柵の設置を行ったところでございます。

現在、基本設計では、これまでの鉄筋の防護柵の代わりに、より強度の強い境界柵の設置を予定しておりますが、景観上や樹木管理などの観点から、その他のエリアへのイノシシ対策のフェンスなどの設置計画は入っておりません。

しかしながら、設置に当たっては、文化庁の現状変更許可が必要となりまして、史跡への影響を最小限にした内容での実施とすることに加えまして、国庫補助事業対象外の事業となりますので、今後、関係課と協議をしながら、検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると、計画としては入ってはいないけれども、今後、設置をしたいということによろしいんですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） イノシシの今後の状況を見ながら、今後、検討を進めて、必要であれば設置を考えたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 現状を見てみると、礎石のそばであったりいろいろなところにイ

ノシシが掘った跡が見えるんですよ。だから、間違いなくあそこはイノシシがいて、そして、ミミズなのかどうか分かりませんが、掘り返しているという実態が間違いなくあるというふうなことです。

それと、もう一つなんですけれども、あそこのつばきやま台に上るところがあるんですが、その下のところに民家があって、その民家、新しくできた家がありましてね、そこは仙台から引っ越してきた方らしいんです。子供が2人いらっしゃいまして、仙台市から亘理町にわざわざ移住してくれるというのは非常にありがたいことなんです、その方といいますか、連絡がありまして、実はそこにイノシシが出るんだということです。だから、今言った史跡辺りからぐるっと回ってその人のところに来るんだというようなことらしいんです。

それで、子供が小学生なので非常に心配だというようなことでお話があったので、私が猟友会のほうと話をしまして、とにかくわなを設置してほしいという話をしたんです。そうしたら、猟友会のほうでも実際に現場を見ていただいて、そしてわなを設置してくれたみたいなんです。非常にありがたかったんですが、そのように、あそこいら全体としては非常にイノシシがかなりいるということですから、そのことを十分考えての設置をするというふうなことにしていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 私も、あそこ、もう少し西側になりますけれども、小山のほうで、夜、車で走行してましたら、イノシシが、親と子供なんでしょうか、3匹、山から出てきて田んぼのほうに下りていった姿を見ておりますし、あの辺、逢隈地区においては、イノシシが大分今生息しているというのは十分確認をしておりますので、その辺を含めて、ただ、イノシシはどうしても夜動くことが、日中よりも夜、活発に活動するというございますので、その辺も含めて状況等を確認し、必要であれば設置を考えてまいります。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） 町長も含めてね、いろいろな方も見ていますし、今の言葉の中だと、まあ、ほぼ設置するんだろなというふうに私は考えておりますので、ぜひともそういう方向で検討をしていただいて、そして、1つお願いあるんですけれども、フェンスの設置に関してですけれども、これは猟友会の方と話したんですが、普通、

猟友会の方たちというのはやっぱりいろいろなことを分かっている、設置の仕方についてもいろいろあるみたいなんです。ですから、そういう猟友会の方の助言というのもしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ええ、いつも、イノシシに対応していただいて、本当に町のために働いていただいております猟友会の皆様でございますので、そちらからの意見も十分に、設置の場合は参考にさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そういう方向だというふうに、私は信じておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

4つ目に移りますけれども、周辺整備として、狭い踏切の改修を、町長はJRに強く申し入れるとの答弁、これは令和元年度9月議会ですけれども、だったが、その後の進展はどうなっているのか。また、用水路に架かる橋が狭いが、改修すべきではないか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 逢隈駅の南側にございます樺山踏切の拡幅につきましては、JRに要望しているところでございますが、拡幅の工事費は基本的には町で全額負担することになるため、現段階では事業費の確保が大変困難な状況になっている、そのような状況でございます。

今後は、国、県の補助事業として採択される事業があるかを模索をしてみたいと思いますが、そのほかの踏切の拡幅計画もあることから、しばらく時間をいただきたいと思います。

また、用水路に架かる橋の拡幅につきましては、樺山踏切とかなり近接をしていることから、踏切の拡幅工事に併せて整備することによりまして、JRとも近接工事の協議や、施工ヤード確保などにおきましても効率的な整備ができるようになるため、踏切拡幅工事と同時に計画をしたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） JRとね、先ほどお話、言いましたけれども、そちらをJRに強く申し入れるというような話をしたわけですけれども、JRとの協議というのは、今現在、どんな形になっているのか、お聞かせ願います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） JR東日本仙台支社のほうとはお話をさせていただいているんですが、こういうやつは全てもう町の自主財源でというか、JR自体が踏切を閉じたがっております。踏切を少なく、それでオーバークロスするアンダーパスをしろというような指示で、踏切の拡幅をするためにはどちらかの踏切を閉じなさいというような話になっておりますので、なかなか今現在すぐにはできる状況にはないというのがJRからの、JRからはお金は出せるわけではないし、JRとしてはまずは電車の安全運行が第一でありまして、それを阻害する要因の一つとなる踏切の拡幅等は今のところはなかなか難しい状況ですし、もし許可をしたとしても、全て今のところ町の財政負担でやっていただく、するしかないですし、そのために県か何かの補助がないかというのを今探しているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 昨年だと思んですけども、つばきやま台、あそこでぼやがあったそうなんですよね。そこで、消防車がそこに行こうというふうにしたんですけども、あの踏切はなかなか渡れないということで、あそこから6号線を迂回して行ったということらしいんですよ。ですから、そういう安全・安心な面でもね、今回のその椿山、三十三間堂も当然そうだけれども、そういったことも含めて、これはやっていくというのは、当然、私は必要ではないかというふうに思っていて、そういうふうなこと、それからもう一つは、あそこは通学路にもなっているわけですよ。やっぱりそこは狭いというふうなことがありますので、子供たちの安全・安心の問題もあるんですよ。あそのこのところの位置があまり、狭いんだけど、そうしたらもう少し何か計画として、少しずつとかいろいろな形で入りやすいような、そういうふうな計画も考えられないのかというふうに思うんですが、いかがですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 町内を見渡しますと、まだ、先ほどもちょっと答弁の中にお話をさせていただきましたが、そのほかにも踏切の改修をしなければならないところがございますので、そちらのほうが行きが多いと、それで子供たちの通学路にもなっている場所でもございます。そういう観点で、まずそちらのほうも始めまして、その次の次ぐらいに、残念ながら通行量を見ますと、そのようなことであるという

ふうには私は今のところ、椿山踏切に関しては考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 通行量だけ言っているんじゃないくて、さっき言ったように、緊急的に消防車も入れないというようなことが問題だということなんです。そのところを十分考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 岩沼から来た消防車だったんでしょうね、そちらを回ってしまったのは。亘理ですと、こちらの上郡のほうから入っていただけるわけでございますが、その辺も含めまして、ちょっと今後の課題の一つとして、住民の安心・安全のための課題の一つとして考えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひこのところは、やっぱり考えてほしいと思うんです。安全・安心といいますか、そういったことも含めて、非常にあの辺の方たち含めて、大変困っているというような状態があるわけですから、ぜひとも考えていただきたいと思います。

大綱2番目に移りますけれども、水害対策について。

毎年、全国的に豪雨などによる被害が発生している。特に、土石流などによる被害が多く、自然豊かな本町においても対策が必要と言える。土砂災害危険区域のみならず、計画的な対応策を考えているのか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 本町におきましては、土砂災害を防止する施設として、治山ダム及び砂防ダムが整備されております。治山ダムは、森林と一体となり浸食による山崩れを防ぎ、森林の持つ土砂災害の防止機能を発揮させること、一方、砂防ダムは、流出する土砂をせき止めることが主な目的となっております。おのおの、整備目的の違いはありますが、両者とも山間部からの土砂の流出防止効果を見込んで設置されているものでございます。

設置数につきましては、治山ダムについては建設中のものを合わせまして35基、砂防ダムが23基、整備、維持管理とも宮城県が行っており、直接的に町が関わることではございませんが、出水期の下流河川等の土砂流出状況等、パトロールをしながら、随時、宮城県と連携を図りながら、地域住民の安全を図っていきたいと考え

ております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 一つ見ると、小山区の通称唐沢というところがあるんですけども、そのところについてね、あそこも恐らく治山ダムというふうな形だと思うんです。それで、治山ダムというのは、今お話をいただいたとおりで、あそこは昔は恐らく木を伐採してそれを売っていたというような、経済的な材、経済材というか、そういうものだったと思うんです。

ところが、今は実際にはそこを伐採をして売るといふようなことはしてなくて、ある意味、手入れもあまり行き届いていないのかなというふうに思うんですね。そうすると、それが倒れたりなんかするといふようなことも当然ありますし、そういったことから、あそこはですから砂防ダムではないのでね、実質的にそのダムの上まで土をためておいているような状態になっていますから、流れるとすぐ流れるんですね、やっぱり。だから、本来であれば、もう木材の関係はないので、砂防ダムをやはり造るべきだといふふうに私は考えているんです。その部分に必要なの、本来であれば。

だから、例えば県のほうにですね、今のあるものとして、例えば土砂、土石流対応型の治山ダムというのもあることはあるんですよ。だから、そういったものも含めて、砂防ダムの設置という要望、そういった要望なんかはしてこないのか、あるいはできないのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらの件は、都市建設課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 砂防ダムについては、宮城県でいうと仙台土木事務所のほうで管轄しておりますので、町のほうでの困っている状況とか現状を見ていただいて、そちらに要望することは十分できると思います。

ただし、結構上流のほうに民家がありますので、住宅がありますので、その部分で、その位置的なところで、土砂をためるその施設が造れるかどうかというのは、やっぱり県の専門の方に見ていただかないと分からないので、その要望することは問題ないかと思います。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そっちの現場にも行かせてもらったんだけど、実際行ってみると途中で道路が寸断されているんですよ。行けない状態になっているんです、上のほうに。さっき質問の中で、私、管理というふうな話をしたんですけども、町長も管理をするんだみたいなことを言っていましたけれども、県と一緒にね、一緒に管理していくんだというようなことを言っていましたけれども、現実的に道路寸断しているのにどうやって管理するのかというような話になるんですよ、あそこは上まで行けない状態になっているので。その辺の実情についてご存じかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） あの現状のほうは確認してございます。道路につきましては、恐らくですね、ダムを建設するときには工事用通路として造った道路を、かなり長い年月で風化して傷んできて、今の現状になっていると思います。

あと、県のほうにちょっと聞いたところだと、大雨とか豪雨の後に調査に入っ
て、随時調査している、月1回とかそういうふうに定期的に決めたの調査ではない
ようですが、大きな雨のときは調査をしているということで、必ずしもそのダムの
すぐ根っこまで車で行かなくても、行けるところまで車で行って、あとは徒歩で上
って、数百メートルのようなので、そこら辺の確認はできているということでした
ので、特段、道路がなくて困っているというようなお話ではなかったと思います。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 県も管理してはいると、いや、行ってみてはいるというふうには言うんだけど、まあ、見る分にはそれは、それはいいでしょうね。何とか足で行けるかなというふうには思います。ただ、実際、その上流のダムを直すとか修繕をするということになると、あの状態ではちょっと行けないんじゃないかと私は思っています。だから、その辺はちょっと今後考えていったほうがいいと思うんです。ぜひそういった対策、亘理町としてもやっぱり実際確認をしながらやっていくのが必要だろうというふうに思うし、だから、そこも含めて今後、県とやっぱり協議していったらいいんじゃないかというふうに思います。

2つ目に移りますけれども、豪雨などの溪岸浸食により、流路が崩れている危険な場所があるが、一時的な補修ではなく、年次計画で護岸工事をすべきと考えるかどうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 町内の山間部には、まだ相当数の未整備となっている水路がございます。大雨のたびに護岸が浸食される箇所もあるため、その都度修繕を行い、維持管理に努めております。

そのような箇所のある行政区からは、随時、水路整備の要望をいただいておりますが、その都度対応してきている状況ではございますが、いま一度、危険度や緊急性を判断した上で、改修が必要な箇所があれば、年次的な整備について検討してまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 現状は、その唐沢のところは、小山区の沢というような形になっているんですけども、あそこには何か所かそういうふうなところがあるんですね。それで、ちょっとその、4か所だったかな、私、ちょっと見させてもらったんですけども、実際その護岸工事というか、護岸がきっちりしているようなところ、例えば蛇籠なども含めて整備されているところというのはそれなりにされているんです。ただ、この唐沢だけが整備をされていないというところで、行ってみると、何回もあそこ崩れているんですね。雨降って、大雨降ったり、台風19号のときも恐らく同じだと思うんですけども、何回も壊れているものだから、そのところに応急的な処置をしているというような状態になっているわけです。だから、次々と壊れているから、そこを次々と直しているというふうな状況になっているわけなので、その辺を考えればやっぱり整備というのをね、年次的な整備というのは必要ではないかというふうに思うんです。いかがでしょう、それは。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 今の件に関しては、都市建設課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 唐沢につきましては、過去2か年度にわたって水路の改修工事をさせていただいて、今終わっている箇所が宅地部の通過した辺りで止まっております。その上流が大雨のときに流れるというのは確認して、修繕しているところでございます。

その上流というか沿線にも畑は少しあるんですが、あとはもう山林になっており

ますので、延々と水路で改修するかというのも少し難しいところがございますので、またあと、途中で暗渠管が小さいようなところ、そういうのは改修していきたいなとは考えておりますが、費用対効果と危険性とか緊急度を判断して、検討していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そのとおりですよ。これは、山田町長の前の町長のときに、6年ほど前に、ここについて、私、質問をして、そして今言われたように、民家のところについてはちゃんと整備をされたんです。その途中なんだよね。途中のところ、特に90度近くに曲がっているところなんかあって、その下には民家があるんですよ。民家のところにやっぱり水が流れていって、その民家の庭先までちょっと水が来るというようなところがあって。

あと、当時話したのは、農機具か何かがあったんだけど、それも3台ほど駄目になったという話を当時聞いたんです。だから、そういう状況がずっと続いているというようなところがあるので、十分にそこは考えてほしいと思うんです。当然、現地を見て、そうやられたとは思いますが、その特に90度に曲がっているところなんていうのは、あそこは必ずあふれるなというのは分かっているんで、そこはどうですか。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） その箇所につきましても、構造的なもので、延々と改修するというのはちょっと正直難しいので、その部分的な改修で済むのであれば、担当課としては計画したいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 年次的な計画も含めて、町長のほうでは考えていきたいというふうにお話をされたわけですが、ぜひとも、被害が今の段階だったらいいんだけれども、今後どういうふうな台風が来るか分からないですよ。そして、ゲリラ豪雨じゃないですけど、非常に一時的に集中的に来るのが、最近はそう、温暖化のせいかどうか分かりませんが、そういったことが多いので、ぜひその計画を立ててやっぱりやっていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） これをもって、大槻和弘議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとして、通告5番からの一般質問は、明日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、明日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 邦彦

署名議員 木村 満